

議案第52号関連資料  
明石市国民健康保険条例の一部改正について

1 未就学児に係る被保険者均等割額の減額

(1) 目的

令和3年6月に「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」が成立し、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、国民健康保険法施行令（以下「政令」）の改正により未就学児に係る被保険者均等割額の軽減措置が講じられることになったことに伴い、本市においても被保険者均等割額を減額しようとするものです。

(2) 概要

全世帯の未就学児に係る被保険者均等割額について、その5割を減額します。なお、既に低所得世帯軽減（7割・5割・2割）の適用がある場合、適用後の残りの5割を減額します。

		低所得以外の世帯	低所得世帯		
現行	減額割合	軽減なし	7割	5割	2割
	減額される額	—	26,271円	18,765円	7,506円
改正	減額割合	5割	8.5割	7.5割	6割
	減額される額	18,765円	31,901円	28,148円	22,518円

※本市の均等割額（減額前）は未就学児1人当たり37,530円

※本市の国民健康保険被保険者のうち未就学児：1,293人（令和4年4月現在）

※令和4年度 本市の未就学児に係る被保険者均等割額の減額見込額：15,425,000円

(3) 財源

国1/2、県1/4、市1/4

※地方負担は地方交付税措置のため、市の新たな負担はありません。

2 保険料賦課限度額の引き上げ

(1) 目的

国民健康保険料の上限額となる賦課限度額を引き上げる政令の改正に合わせて本市の条例を改正するものです。

賦課限度額の引き上げを行うことで、高所得者層に応分の負担を求めることにより、中間所得者層の保険料引き上げ抑制を図ることができます。

(2) 概要

令和4年度における賦課限度額について政令の基準どおり基礎賦課分を65万円に、後期高齢者支援金等分を20万円に改正します。

	①基礎賦課分	②後期高齢者支援金等分	③介護納付金分	計（①+②+③）
現行	63万円	19万円	17万円	99万円
改正	<u>65万円</u>	<u>20万円</u>	17万円	<u>102万円</u>
引上額	+2万円	+1万円	—	+3万円

(3) 影響

対象世帯数…約760世帯（見込み）

保険料影響額…約1,800万円増加（見込み）

3 明石市国民健康保険運営協議会の答申

上記1、2については、令和3年度第2回明石市国民健康保険運営協議会へ諮問し、改正を承認する旨の答申を得ています。

4 施行期日

公布の日